

新型コロナウイルス及びインフルエンザの発症から再登校（園）までの流れ

菊川市教育委員会

1

- 新型コロナウイルスあるいはインフルエンザが疑われる症状の発症

医療機関を受診してください。不明な点は学校（園）へお問い合わせください。

2

- 医療機関受診・新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書の記入

新型コロナウイルスあるいはインフルエンザと診断されたら、保護者の方が、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」に症状出現日、医療機関診断日、医師からの注意事項を記入してください。

3

- 学校（園）に電話で報告

学校（園）に電話で、次の3点を報告してください。

①児童生徒の氏名、②学年・クラス、③経過報告書に記載した症状出現日及び医師からの注意事項

4

- 自宅安静、発熱の経過を記録

発症後5日かつ解熱後新型コロナウイルスは1日、インフルエンザは2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」は登校（園）できません。自宅で安静に過ごしてください。

報告書には、毎日、午前と午後に1回ずつ検温の上、記入をお願いします。

5

- 必要期間安静後、新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書をもって登校（園）

学校（園）で「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を確認させていただき、登校（園）を許可します。

登校許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。

登校後に学校から「出席停止のお知らせ」を発行します

新型コロナウイルス及びインフルエンザの出席停止期間について

菊川市教育委員会

新型コロナウイルスに感染した場合、「発症後 5 日間」かつ「解熱後 1 日間」は出席停止、インフルエンザを罹患した場合、「発症後 5 日間」かつ「解熱後 2 日間」は出席停止になります。
出席停止期間終了後に、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」持参の上、登校（園）してください。

【出席停止早見表】(新型コロナウイルス)

	発症日	発症後 5 日間(出席停止期間)					発症後 5 日経過	
発症後	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
1 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
		解熱	1 日目					
2 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
			解熱	1 日目				
3 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
				解熱	1 日目			
4 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
					解熱	1 日目		
5 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可
						解熱	1 日目	

【出席停止早見表】(インフルエンザ)

	発症日	発症後 5 日間(出席停止期間)					発症後 5 日経過		
発症後	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
1 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
		解熱	1 日目	2 日目					
2 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
			解熱	1 日目	2 日目				
3 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
				解熱	1 日目	2 日目			
4 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
					解熱	1 日目	2 日目		
5 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可
						解熱	1 日目	2 日目	